

千葉市生産緑地に係る買取りの申出等に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の規定による生産緑地の買取りの申出及び法第15条第1項の規定による生産緑地の買取り希望の申出に関し、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び規則の例による。

(生産緑地買取申出書の添付書類)

第3条 法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定により、生産緑地の買取りの申出をする者（以下、「買取申出者」という。）は、規則第5条に規定する生産緑地買取申出書に、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、(2)(3)については、買取申出者は原本とともにコピーを提出することにより、原本の返却を請求することができるものとする。

(1) 当該生産緑地の位置図

(2) 当該生産緑地に係る公図の写し

(3) 当該生産緑地に係る登記事項証明書

2 当該生産緑地が土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地である場合は、前項の書類に、次に掲げる書類のいずれかを添付するものとする。

(1) 仮換地指定通知書（照合が終了した後に、原本を返却するものとする。）

(2) 仮換地証明書、仮換地位置図及び仮換地図

3 当該生産緑地の所有者が死亡し、相続の登記が未完了の場合は、第1項の書類に、別表1に掲げる書類を添付するものとする。

4 当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（以下「主たる従事者」という。）の死亡を事由とする買取申出者は、第1項の書類に、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書及び主たる従事者に関する戸籍全部事項証明書等（死亡日の記載のあるもの）を添付するものとする。

5 主たる従事者の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を事由とする買取申出者は、第1項の書類に、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書及び次条に規定する診断書を添付するものとする。

(農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定)

第4条 主たる従事者が規則第4条各号に規定する故障により、農林漁業を継続することが事実上不可能となった場合で、その旨が記載された医師の診断書を買取申出者が提出したときに限り、市長は同条各号の規定による認定を行うものとする。

(特別の事情を理由とする申出の添付書類)

第5条 法第15条第1項の規定により生産緑地の買取り希望の申出をする者(以下「買取希望申出者」という。)は、規則第6条に規定する生産緑地買取希望申出書に、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、(2)(3)については、買取希望申出者は原本とともにコピーを提出することにより、原本の返却を請求することができるものとする。

(1) 当該生産緑地の位置図

(2) 当該生産緑地に係る公図の写し

(3) 当該生産緑地に係る登記事項証明書

(4) 疾病等により農林漁業に従事することが事実上困難である旨が記載された医師の診断書

2 当該生産緑地が土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地である場合は、前項の書類に、第3条第2項各号に掲げる書類のいずれかを添付するものとする。

3 当該生産緑地の所有者が死亡し、相続の登記が未完了の場合は、第1項の書類に、第3条第3項に掲げる書類を添付するものとする。

(本人確認)

第6条 各種申出に係る事務を行う場合、戸籍事務及び住民基本台帳事務における本人確認等に関する要綱の例により、当該申出をしようとするものが当該の本人であることを確認する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた法第10条の規定による買取りの申出及び法第15条第1項の規定による買取り希望の申出は、この要綱の相当規定によってされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表1

番号	添付書類名称	備考
1	遺産分割協議書 (法定相続人全員が連名で申出する場合不要)	コピー可 (要原本照合)
2	法定相続人全員の印鑑証明書	コピー可 (要原本照合)
3	土地の所有者の戸籍謄本又は除籍謄本(出生から死亡までの経過の記載があるもの)	コピー可 (要原本照合)
4	当該生産緑地に関する相続人全員の現在の戸籍全部事項証明書	コピー可 (要原本照合)
5	当該生産緑地に関する相続人全員が記載された相続関係説明図	
6	法定相続情報一覧図の写し (3～5に代えることができる)	コピー可 (要原本照合) 住所の記載がない場合は相続人全員の戸籍の附票又は住民票添付